公立鳥取環境大学学生支援センター規程

令和２年３月３１日
公立鳥取環境大学規程第５号

（趣旨）
第１条 この規程は、公立大学法人公立鳥取環境大学組織規程第１０条の３の規定に基づき、公立鳥取
環境大学学生支援センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（目的）
第２条 センターは、教育的・成長促進的視点に立ち、全学的立場から、学生の修学支援、障がいのあ
る学生に係る支援及び関係組織との連携・調整を行い、公立鳥取環境大学の学生支援の充実発展に寄
与することを目的とする。

（業務）
第３条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う 。
（１）学生の修学支援に関すること
（２）障がいのある学生に係る支援等に関すること
（３）関係機関との連携・調整に関すること
（４）その他センターの目的を達成するために必要な業務に関すること

（組織）
第４条 センターは、 次の各号に掲げる者をもって組織する。
（１）センター長
（２）センター教員
（３）その他必要な職員
２ センターに副センター長を置くことができる。
３ センター教員及びその他必要な職員は、本学教職員の中から、理事長が任命する。
４ センター教員及びその他必要な職員は、上司の命を受けてセンターに関する業務を行う。
５ センター教員の任期は、２年以内とし、再任は妨げない。
６ センターの事務は、センター及び学務課が行う。

（会議）
第５条 センター長は、必要に応じて第４条第１項及び同条第２項に規定する者を招集し、センターの
業務について審議決定する。
２ センター長は、前項審議決定にあたり、学部長、チューター又はセンター長が必要と認める者を招
聘し意見を求め又は協力を要請することができる。

（報告）
第６条 センター長は、必要に応じて第３条に規定する業務の状況を学長及び学生生活・就職委員会へ
報告する。

（委任）
第７条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則
この規程は、令和２年４月１日から施行する。